

# 県政 なんでも 相談

## 生活の立て直しに資金が欲しい

り受けることができるのでしょうか、お尋ねいたします。

### 寡婦福祉資金貸付制度

## 事業継続資金を利用しては

**相談** 私は十年前、夫と死別し、以来日用品雑貨などの商売をしながら三人の子供を育て、長女はすでに嫁ぎました。長男は高校を卒業して大阪で就職しております。二十歳になる次女は会社勤めで自宅から通っています。

店舗は軒が低く、壁、天井など古くなりましたので、店内を改装して売上げを増やしたいと思いが、資金がなく困っています。子どもがすでに二十歳をこえておりますので、母子福祉資金は借りられないのですが、このたび県では寡婦福祉資金の貸付制度が新しくできたこと聞きましたので、その内容などについて教えてください。また、私のような場合には借

資金の種類	貸付金額の限度	据置期間	償還期限
事業開始資金	300,000円	貸付けの日から1年間	据置期間経過後6年以内
事業継続資金	1回につき150,000円	貸付けの日から6箇月間	据置期間経過後3年以内
技能習得資金	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内において月額2,500円	知識技能を習得する期間が満了して後6箇月を経過するまで	据置期間経過後10年以内
就職支度資金	25,000円	貸付けの日から1年間	据置期間経過後5年以内
住宅資金	1回につき200,000円	貸付けの日から6箇月間	据置期間経過後6年以内
転宅資金	1回につき18,000円	貸付けの日から6箇月間	据置期間経過後3年以内
療養資金	100,000円 ただし、特に必要と認められる場合は150,000円	医療を受ける期間が満了して後6箇月を経過するまで	据置期間経過後5年以内
生活資金	技能習得資金又は療養資金の貸付けを受けている期間中月額7,500円	知識技能を習得する期間が満了して後6箇月を経過するまで 医療を受ける期間が満了して後6箇月を経過するまで	据置期間経過後10年以内 据置期間経過後5年以内
結婚資金	結婚する子1人につき50,000円	貸付けの日から6箇月間	据置期間経過後5年以内
修学資金	1、高等学校において修学する場合就学期間中、月額1,500円 ただし、特に必要と認められるものは、月額3,000円 2、大学又は高等専門学校において修学する場合就学期間中、月額3,000円 ただし、特に必要と認められるものは、月額5,000円	当該資金の貸付けにより高等学校、大学又は高等専門学校に入学した者が当該高等学校、大学又は高等専門学校において修学が終了し又はやめて後6箇月を経過するまで	据置期間経過後20年以内
就学支度資金	25,000円	当該資金の貸付けにより高等学校、大学又は高等専門学校に入学した者が当該高等学校、大学又は高等専門学校において修学が終了し又はやめて後6箇月を経過するまで	据置期間経過後20年以内
修業資金	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内において月額25,000円	知識技能を習得する期間が満了して後6箇月を経過するまで	据置期間経過後5年以内

**お答え** あなたが三人の子どもさんを苦労しながら立派に育てられたことに對しまして、心から敬意を表します。従来、母子家庭の福祉につきましては、主として母子福祉法を中心として施策が行

(次頁へ)

中小、零細企業では大企業にくらべ労働条件などが劣っているために、求人難の現象が著しい。そのために優秀な労働力の充足に悩んでおり、経営上の大きな障害となっているというのが現状である。

このような求人難を解消し、中小企業に優秀な労働力を定着させるためには、賃金の改善などと相まって、退職金制度を整備することが極めて有効と考えられている。

## 求人難の解消と労働力の定着のために

### ☆中小企業退職金共済制度の活用を

そこで法制化されたのが中小企業退職金共済制度である。この制度は中小企業の事業主の相互共済と国の援助によって中小企業でも安全・有利な退職金制度を手軽に設けることができるようにしたところに大きな特色がある。

**安全** 法律によって設けられた中小企業退職金共済事業団が運営に当るので、積立金の管理は絶対安全である。

**確実** 退職金は景気の良し悪しにかかわらず確実に退職従業員に支払われる。

**有利** 掛け金は、損金又は必要経費として扱われた全額免税。三年以上掛け

ると退職金に国の補助金がつくようになると退職金に国の補助金がつくようになっている。

**特典** (税金) この制度の掛け金は、全額事業主負担であるが、この掛け金は法人の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額免税になる。

このために軽減される額は、地方税まで含めると掛け金の約半分にあたり、事業主の実質的負担はそれだけ軽くなる。(融資) この制度の加入企業は、従業員

円まで百円刻み、一千元以上二千元まで二百円刻みの十四段階があり、そのうちから選んで従業員個人ごとに決めることになる。

掛け金は、事業主の負担で毎月分を翌月末日までに金融機関に払い込むことになっている。

**退職金の額** 退職金は掛け金月額と掛金を納めた月数によって決められている。

掛け金を三年以上払い込むと掛金の二

掛金	200円	500円	800円	1,000円	1,600円	2,000円
1ヵ月以下	0	0	0	0	0	0
12月(1年)	720	1,800	2,880	3,600	5,760	7,200
24月(2年)	4,800	12,000	19,200	24,000	38,400	48,000
36月(3年)	7,580	18,380	29,180	36,380	57,980	72,380
60月(5年)	14,590	35,380	56,170	70,030	111,610	139,330
120月(10年)	40,640	95,510	150,380	186,960	296,700	369,860
180月(15年)	74,400	174,810	275,220	342,160	542,980	676,860
240月(20年)	117,560	276,260	434,960	540,760	853,160	1,069,760
360月(30年)	252,670	593,770	934,870	1,162,270	1,844,470	2,299,270

のための住宅、食堂、集会所などの福利厚生施設をつくるのに必要な資金の融資を、事業団から受けることができる。

**加入資格** この制度に加入できるのは、中小企業に限られている。

この制度を定めている法律でいう中小企業とは、常用従業員が一人以上三百人(商業・サービス業等では五十人)以下の企業のことをいう。(資本金には関係ない)

**掛金額** 毎月の掛金額は二百円以上千

百円部分に対し5%、十年以上の場合一〇%の国の補助金がつくことになっている。

この制度では、(別表)に示すように短期勤続者には不利となっているが、長期勤続者には有利になるように決められている。

**加入手続** 加入の申し込みは、事業団の代理店の窓口にて記入し、申込金(掛金

一ヵ月分)を添えて代理店に差し出していただくだけでよい。この申込金は契約が成立すると第一回の掛け金に当てられる。

事業団の代理店は銀行、信用金庫、信用組合の殆んどすべての本支店が代理店となっており、加入の申し込み、掛け金の払い込み、退職金の支払いなどの事務を取扱っている。

**問い合わせ先** 詳細は県庁労政課・各労政事務所、又は金融機関へお問い合わせください。

(労政課)